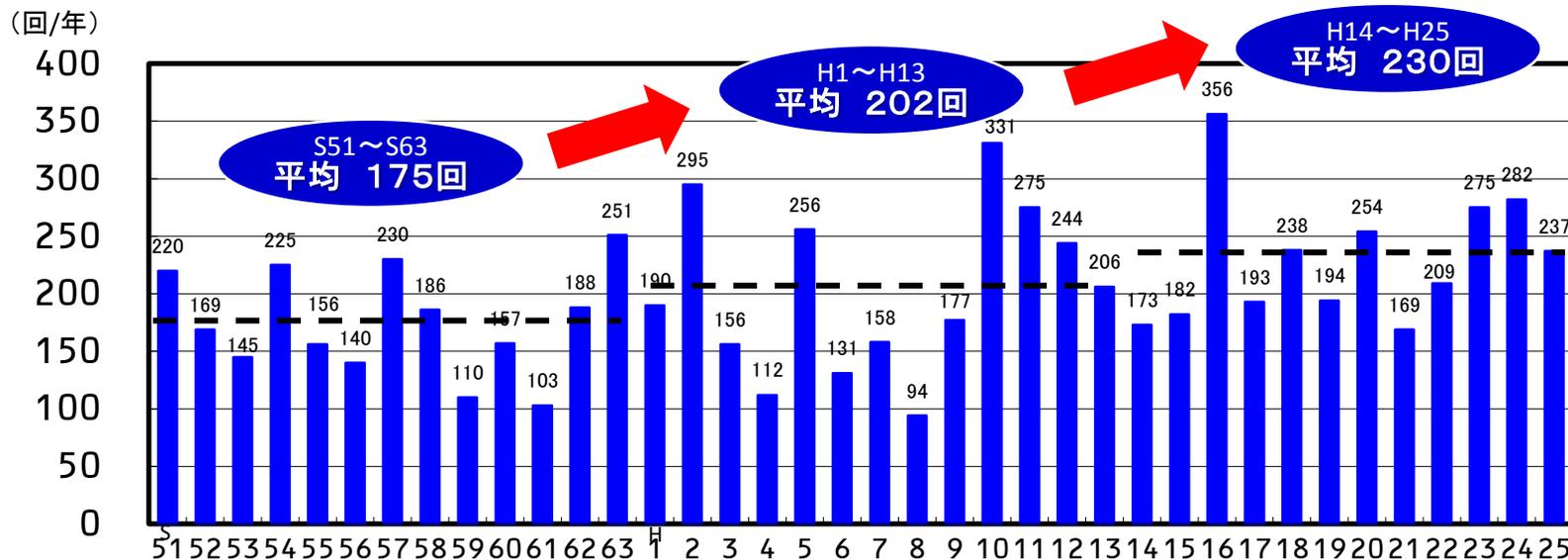


1. 水害・土砂災害

最近の10年間、1時間に50mm、100mmを超える大雨が増加

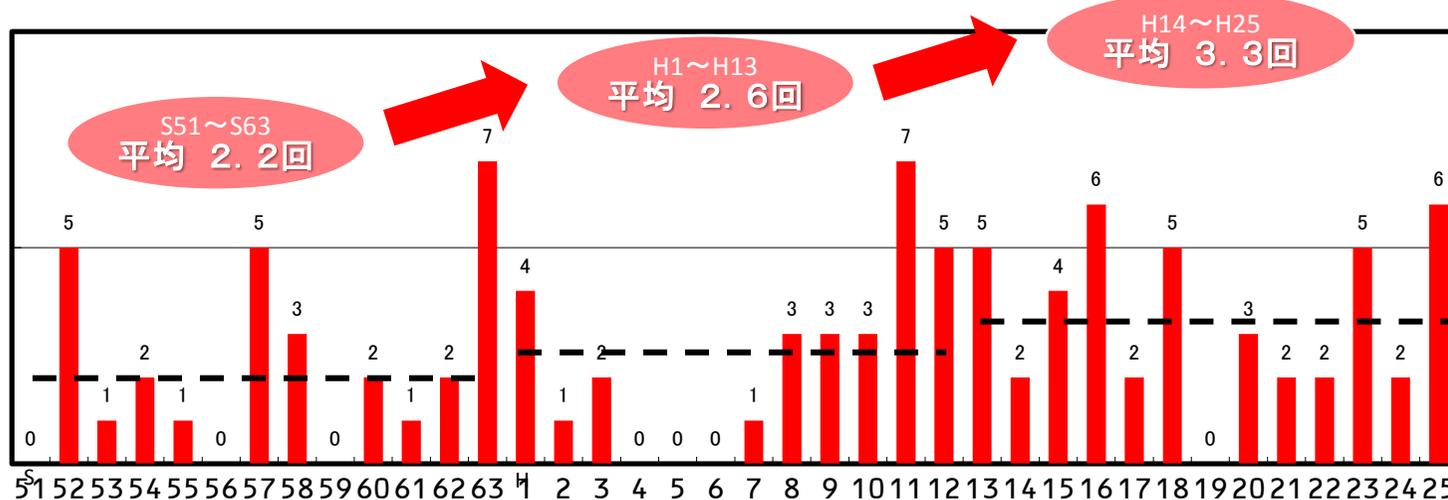
1. 1時間降水量50mm以上の年間発生回数(1000地点あたり)

・1時間降水量の年間発生回数
・全国約1300地点のアメダスより集計



2. 1時間降水量100mm以上の年間発生回数(1000地点あたり)

(回/年)



平成26年8月 広島土砂災害の被害の概要



八木地区(八木3丁目、八木4丁目)

緑井地区(緑井8丁目)

緑井地区(緑井7丁目)

安佐北区

可部東(6)地区

みいりみなみ
三入南
死者1人

かべちよう
可部町
死者1人

やぎ
八木
死者51人

かべひがし
可部東
死者4人

みどりい
緑井
死者14人

安佐南区

やまもと
山本
死者2人

× 人的被害発生箇所

＜広島県内の被害概要(平成26年9月19日時点)＞
 市町村:広島市(安佐南、安佐北)ほか
 死者:74人(身元判明者74人)
 不明者:なし
 全壊:133棟、半壊:122棟、一部損壊175棟
 床上浸水:1,302棟、床下浸水:2,829棟



総合的な土砂災害対策の推進について(報告)(平成27年6月)

平成26年8月20日に広島市で74名もの犠牲者を出す甚大な土砂災害等が発生



- <課題>
- 突発性が高く予測が困難という土砂災害の特徴や、地域における土砂災害リスクを住民が十分に把握できていない
 - 気象予報や土砂災害警戒情報を利用して早めに避難準備情報、避難勧告等を発令することが徹底できていない
 - 外が豪雨で逃げられないような際には、近隣の堅牢な建物内へ移動や、自宅内の上層階で山からできるだけ離れた部屋への移動も、避難行動として有効であることを、行政は住民に対して十分に周知できていない
 - まちづくりにおいて土砂災害リスクを十分に考慮できていない

土砂災害からの被害を最小化するために、住民と行政が一体となった総合的な取組を実施

1. 土砂災害の特徴と地域の災害リスクの把握・共有

○土砂災害の特徴の共有

- 土砂災害は、突発性が高い、事前予測が困難、逃げるのが困難、破壊力が大きい**人的被害に直結しやすい**等の特徴を有している一方、**危険な区域については事前調査によりかなりの程度で把握**することが可能
- 避難する住民自身が**早期早めの避難**の重要性を認識することが必要
- 住民が**適時適切な避難行動**を採れるよう、国・都道府県・市町村はリスク情報の説明や災害時に必要な情報を発信

○地域における土砂災害リスク情報の把握・共有

- 住民と行政の双方が地域における土砂災害リスク情報を把握・共有
- 平成31年度末までに土砂災害警戒区域等の指定のための全国の基礎調査を完了
- 基礎調査が完了するまでは土砂災害危険箇所の情報を適宜周知
- 土砂災害の危険性に関する情報について、よりきめ細かな情報を提示・共有

○リスク情報の活用

- 地域を取り巻くリスク情報を踏まえた上で、警戒避難体制を整備

2. 住民等への防災情報の伝達

以下の事項について「**避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン**」を改定

○避難準備情報の活用

- 避難準備情報の意味等(指定緊急避難場所の開設、要配慮者に対する避難勧告、一般の人々の避難準備、土砂災害警戒区域・危険箇所等に居住する住民に対する**早期の自発的な避難の促し**、自発的な避難者を指定緊急避難場所に受け入れ始める目安等)の周知による**早い段階での避難の促進**
- 面積の広い市町村においては、旧市町村単位や地形による区分等での発令を推奨
- 夜間避難等を回避するために適切な時間帯に発令

○適切な時機・範囲の避難勧告等の発令

- 避難場所の開設を待たずに避難勧告等を発令する場合があることを住民に周知
- より絞り込んだ区域(**土砂災害警戒情報発表の基準を超過したメッシュ等と土砂災害警戒区域・危険箇所等が重なる区域**)に**避難勧告等を発令**することを検討
- 土砂災害警戒情報の改善(予測技術の向上、受け手にとっての分かり易さ等を踏まえた発表区域の細分化など)

○避難勧告等の情報の伝達方法の改善

- PUSH型(防災行政無線、緊急速報メールなど)とPULL型(ウェブ、テレビ、ラジオ等)を組み合わせた**伝達手段の多様化・多重化**、アラートの活用
- PUSH型については伝達区域を絞り込み
- 避難勧告発令の情報等に加え、危機感を喚起する情報、採るべき避難行動等をわかりやすく伝達

○市町村への助言

- 市町村は積極的に防災情報を入手するとともに、国・都道府県に対して能動的に助言を求めることが重要
- 国や都道府県も市町村から要請がなくとも、専門の見地から助言

3. 住民等による適時適切な避難行動

○指定緊急避難場所の確認等

- 「**指定緊急避難場所・指定避難所の指定のためのガイドライン(仮)**」の策定により、指定を促進
- 住民は「指定緊急避難場所」と「指定避難所」の違いを認識し、**避難先が土砂災害から安全かを点検**

○指定緊急避難場所の迅速かつ確実な開設

- 避難場所の迅速な開設に向けた市町村の防災部局、学校、地域の連携強化

○適時適切な避難行動を促すための仕組みづくり

- 住民は、①早めに「**指定緊急避難場所**」(ハザード別に指定)に避難することを原則としつつ、状況に応じて、②「**緊急的な待避場所**(近隣の堅牢な建物)」、③「**屋内安全確保**(自宅内の上層階で山からできるだけ離れた部屋へ移動)」もあり得ることを認識し、平時から確認
- 住民自身が行政等の助言・支援を得て近隣住民と一しょに「災害・避難カード」等を作成することにより、自発的な**早期の避難を促進**(「**避難行動に関するガイドライン(仮)**」を策定して支援)

○防災教育の充実、人材の育成

- パンフレット等を活用した土砂災害に関する住民等への普及啓発
- 学校と地域との双方での防災教育、研修等による市町村職員育成、国・都道府県等の専門家育成

○自主防災組織の重要性

- 自主防災組織等が中心となった地域のつながりの強化により、災害時における住民同士の声かけ

4. まちづくりのあり方と国土保全対策の推進

○土砂災害リスクを考慮した防災まちづくりの推進

- 既に開発済みの地区においては、警戒避難体制の整備、**既存不適格建築物の移転・改修**、土砂災害防止施設の整備等を推進し、既存建築物の移転・改修については、**補助・融資制度の周知・活用**
- 今後開発予定の地区については、リスクを踏まえた災害に強いまちづくりに計画段階から取り組む

○平時からの国土監視

- 定期的な基礎調査による状況変化の把握、航空レーザ測量等による詳細な地形データ等を平時から蓄積

○土砂災害防止施設の適切な整備・維持管理

- 人命を守る効果の高い箇所等に重点化し優先順位をつけて着実に整備

○森林の適切な整備・保全

- 森林の持つ土砂崩壊・流出防止機能の向上や流木対策を推進

5. 災害発生直後からの迅速な応急活動

○救助活動における安全確保と安否確認の迅速化

- 迅速な安否確認のために関係機関が連携して被災者に関する情報を入手・共有、二次災害の防止

○緊急的な応急復旧支援の実施

- 迅速な応急復旧のための建設業者との協定促進、TEC-FORCE等の体制強化

○ボランティアとの積極的な連携

- 行政とボランティア団体との情報共有・連携を強化

○被災者に対する心のケア

- 広島土砂災害において初めて出勤し有用性が確認された**DPATの活用**

地域における土砂災害リスクの把握、共有



谷の出口は特に被害が甚大

土石流の流下方向から離れれば
(横断方向に高所であれば)被害は軽微な
ことも



行政からの情報提供

土砂災害防止法に基づくレッドゾーン、
イエローゾーンの周知

(H31年度末までに全国基礎調査を完了)

(基礎調査が完了するまでは土砂災害危険個所の
情報を適宜周知)

※説明会の実施、掲示・回覧板、個別郵送等、
様々な手段により危険性を注意喚起

住民自らによる平時における危険性の点検

- 自らの目で、「谷の出口」、「がけの直下」など、土砂災害の危険な地域かどうかを点検
※降雨時には近づかないようにする!
- 自主防災組織等を活用し、地域の地形・地質、過去の災害履歴等を共有

意味合い

- 避難に時間を要する人(要配慮者)に対して避難を促す
- 一般の人々に対して避難の準備を促す
- その発令にあわせて避難場所を開設する

- 土砂災害警戒区域・危険箇所等に居住する住民に対して**早めの自発的避難**を促す
- 自発的に避難を行う人々を**避難場所に受入れ始める目安**

改めて強調

発令の区域

- 市町村全域に発令していることが多いが、住民が危機感を感じられるようにするには、対象区域をある程度絞ることが望ましい
- 一方、現在の気象予測精度では、対象区域を小さく絞って発令することは困難



合併前の**旧市町村単位**、**地形区分**(山で分断)というように、市町村管内をおおまかに分けた地域

+

土砂災害警戒区域・危険箇所等

重ね合わせた区域に発令

発令のタイミング

- 大雨注意報・警報、気象情報等を参考にして**早めに発令**
 - ①要配慮者の避難時間の確保
 - ②**夜間における避難の回避**

例えば、次のような事態が予想されている場合には、夕方に発令を検討

- 夜間から明け方にかけて大雨警報(土砂災害)が継続する可能性
- 夜間に大雨注意報が大雨警報(土砂災害)に切り替わる可能性

避難勧告等の発令について(基本的な考え方)

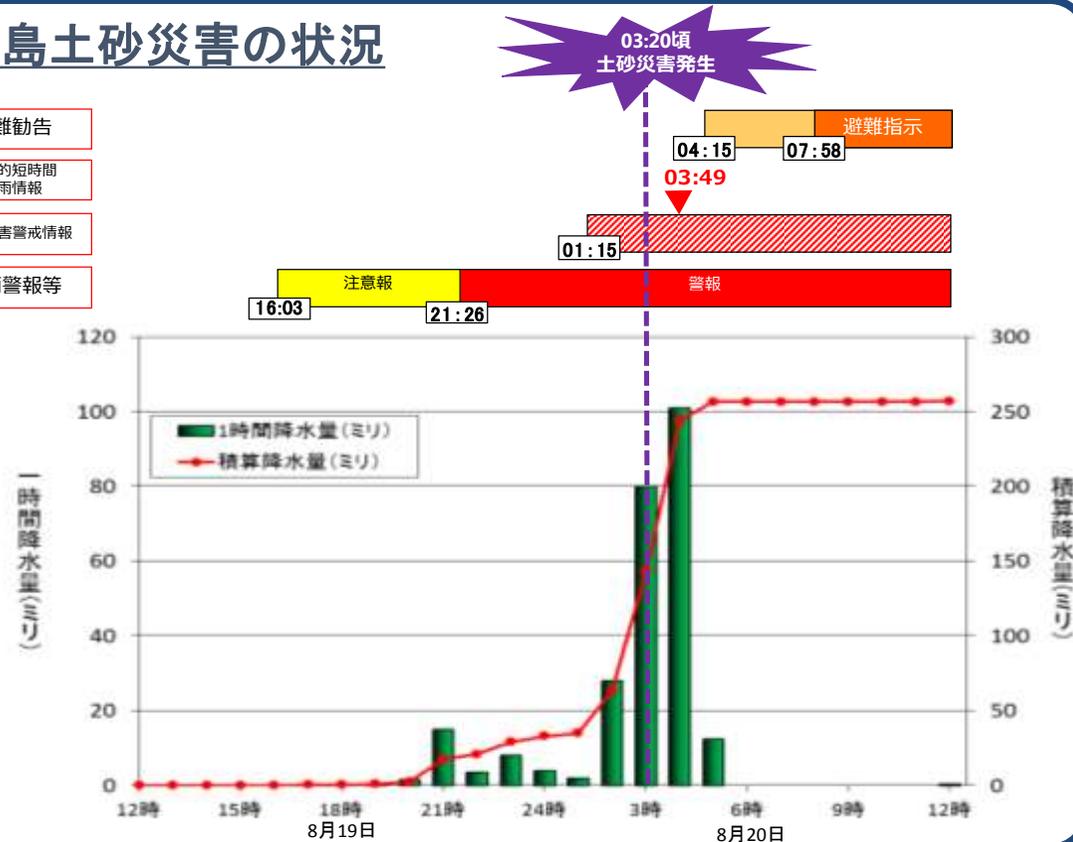
「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」の改定

- 夜間であっても躊躇なく「**避難勧告**」等を発令することが必要
- そのためには、以下が必要
 - ①「**避難準備情報**」には「危険な区域の居住者に対する早めの自発的な避難の促し」という意味もあることを平時から周知しておくこと
 - ②「**避難準備情報**」を危険な状態になる前(可能であれば明るいうちに)発令すること
 - ③「**避難場所への移動だけが避難ではない**」ことを平時から周知しておくこと
 - ④絞り込んだエリアに「**避難勧告**」を発令すること

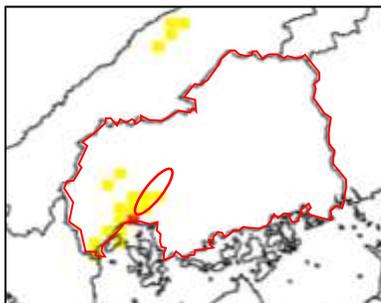
- : 実況で土砂災害警戒情報の基準を超過
- : 予想で土砂災害警戒情報の基準を超過
- : 実況または予想で大雨警報の土壌雨量指数基準を超過
- : 実況または予想で大雨注意報の土壌雨量指数基準を超過
- : 実況または予想で大雨注意報の土壌雨量指数基準未滿

広島土砂災害の状況

避難勧告
記録的短時間大雨情報
土砂災害警戒情報
大雨警報等

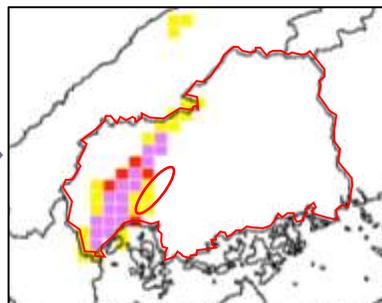


20日00:00 (00:20判明)

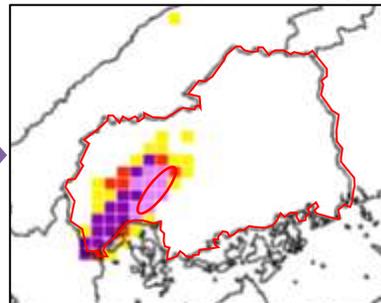


被災地のメッシュは一部が黄色

20日01:00 (01:20判明)

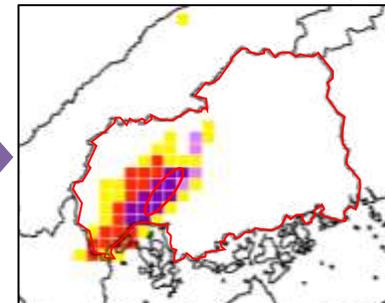


20日02:00 (02:20判明)



被災地のメッシュは薄紫
(予想で基準を超過)

20日03:00 (03:20判明)



被災地のメッシュは濃紫
(実況で基準を超過)

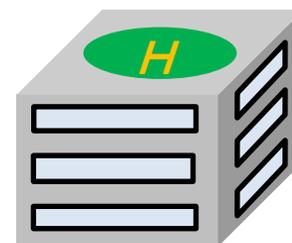
外出の危険度に応じた避難場所

「避難行動に関するガイドライン(案)」の策定

ここへの早めの避難が原則

○「指定緊急避難場所」(※市町村が指定)

- ・災害の危険から命を守るために緊急的に避難をする場所
- ・土砂災害、洪水等のハザード別に異なることに注意



大雨等により指定緊急避難場所までの移動が危険な状況では

○「緊急的な待避場所」

- ・自らの判断で「近隣の堅牢な建物」(近隣の鉄筋コンクリート造の建物等)に緊急的に待避することもあり得る
- ・そのため平時から適切な待避場所を確認しておくことが必要



近隣の鉄筋コンクリート造の建物

外出すら危険な状況では

○「屋内における安全確保」(垂直避難)

自宅内の上層階で山からできるだけ離れた部屋等に移動



災害・避難カード (●●地区××)

災害	避難行動 (避難する場所)	避難開始の目安	注意すべき情報 (避難準備の目安)
A川のはん濫	立ち退き避難 (A市民会館)	はん濫危険情報 はん濫警戒情報	はん濫注意情報
土砂災害	立ち退き避難 (Bマンション)	土砂災害警戒情報	大雨警報
津波	立ち退き避難 (Tタワー)	大津波警報 津波警報	地震に関する情報

「災害・避難カード」

自主防災組織内でお互いに教えないながら、住民自らが居住地のリスクや避難先、避難経路等を点検し、採るべき避難行動を整理して作成

自発的な早めの避難を促進

避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドラインの一部改定について

広島土砂災害(平成26年8月20日)を受け設置された「総合的な土砂災害対策検討ワーキンググループ」による報告や平成27年5月の水防法改正等を踏まえ、ガイドラインの一部改定を実施(平成27年8月19日)

1. 避難準備情報の活用

- ・土砂災害警戒区域・危険箇所等の住民は、避難準備情報の段階から自発的に避難を開始することを推奨
- ・高潮災害を対象とした避難準備情報の発令の考え方を新設
- ・夜間における避難を回避するために、適切な時間帯に避難準備情報を発令(改めて強調)

2. 避難場所・避難行動

- ・避難場所を避難準備情報の発令段階から開設し始め、避難勧告発令までの開設完了を推奨
- ・避難勧告の発令基準を満たしたら、避難場所の開設を終えていなくとも避難勧告を発令
- ・災害が切迫した状況では、「緊急的な待避場所」(近隣のより安全な建物等)への避難や「屋内での安全確保措置」(屋内のより安全な場所への移動)も避難行動として周知

4. 水害・高潮災害を対象とした避難勧告等の発令

- ・災害規模に応じた避難勧告等の発令対象地域をあらかじめ設定
- ・水位周知下水道、水位周知海岸の避難勧告等の発令に際しては、氾濫危険情報を活用

3. 土砂災害を対象とした避難勧告等の発令

- ・避難勧告等発令タイミングや発令対象地域の判断情報に、土砂災害に関するメッシュ情報を活用(改めて強調)
- ・市町村の面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて、発令対象地域をできるだけ絞り込む(市町村をあらかじめいくつかの地域に分割して、避難勧告等の発令対象地域として設定)

5. 避難勧告等の情報伝達

- ・Lアラートの活用を推奨
- ・住民への情報伝達では、PUSH型とPULL型の双方を組み合わせ多様化・多重化(改めて強調)
- ・避難勧告等の発令に係る情報伝達については、伝達する範囲をあらかじめ検討することを推奨(同報系防災行政無線等のPUSH型手段を活用)

平成27年9月関東・東北豪雨等による被害概要



＜平成27年9月関東・東北豪雨等による被害概要＞

死者: 8人(身元判明者8人)

不明者: なし

全壊: 76棟、半壊: 4428棟、一部破損235棟

床上浸水: 3,511棟、床下浸水: 9,175棟

(平成27年10月14日9時15分時点 消防庁発表)

鬼怒川はん濫の様子

10日16時頃撮影



推定浸水範囲(国土地理院提供)

越水箇所

破堤箇所

浸水箇所

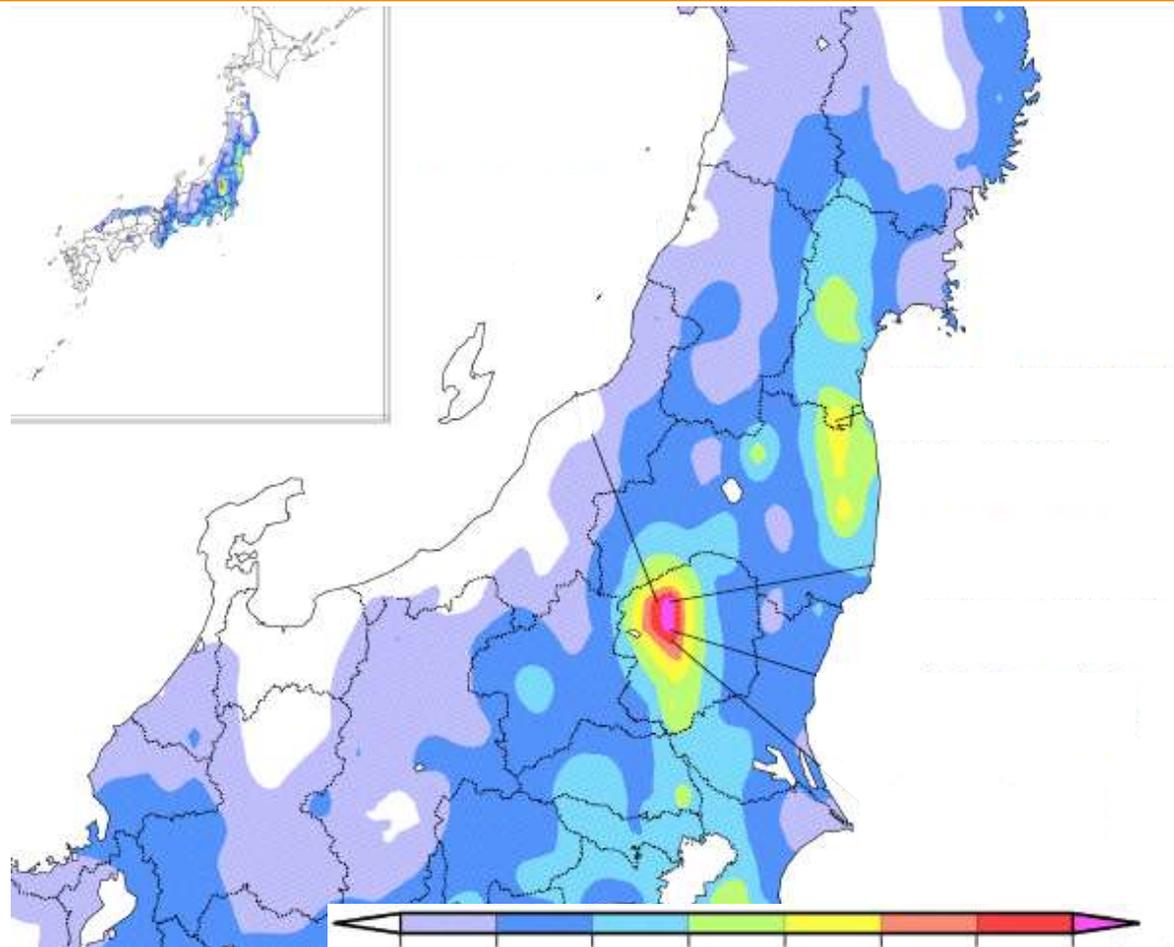
浸水範囲

16日10:20 時点

台風第18号等による大雨について

- 台風第18号及び台風から変わった低気圧に向かって南から湿った空気が流れ込んだ影響で、記録的な大雨となった。
- 9月10日から11日にかけて、関東地方や東北地方では、統計期間が10年以上の観測地点のうち**16地点で、最大24時間降水量が観測史上1位の値を更新した。**

期間内の総降水量分布図 (9月7日～9月11日)



出典:気象庁公表資料(速報)より

観測史上1位を更新した地点

※アメダス観測値による統計

都道府県	市区町村	地点名	降水量(mm)
① 宮城県	栗原市	鶯沢(ウグイザワ)	194.5
② 宮城県	加美郡加美町	加美(カミ)	238.0
③ 宮城県	仙台市泉区	泉ヶ岳(イヅミカダケ)	293.0
④ 宮城県	刈田郡蔵王町	蔵王(ザウ)	180.5
⑤ 福島県	南会津郡南会津町	南郷(ナノウ)	161.5
⑥ 福島県	南会津郡南会津町	館岩(タニイ)	262.0
⑦ 茨城県	古河市	古河(コカ)	247.0
⑧ 栃木県	日光市	五十里(イカリ)	551.0
⑨ 栃木県	日光市	土呂部(トロボ)	444.0
⑩ 栃木県	日光市	今市(イマヰ)	541.0
⑪ 栃木県	鹿沼市	鹿沼(カヌ)	444.0
⑫ 栃木県	宇都宮市	宇都宮(ウツミヤ)	251.5
⑬ 栃木県	佐野市	葛生(クスウ)	216.5
⑭ 栃木県	栃木市	栃木(トチキ)	356.5
⑮ 栃木県	小山市	小山(オヤマ)	268.5
⑯ 埼玉県	越谷市	越谷(コシガヤ)	238.0

出典:気象庁公表資料(速報)より

鬼怒川の決壊・被災状況等

■ 常総市三坂町（鬼怒川左岸21.0km付近）の堤防決壊等に伴い、氾濫が発生。氾濫した水は下流域に広がり約40km²が浸水した。



常総市役所から撮影(撮影日:9/11)

-  : 氾濫域の最大総浸水面積(40km²)
国土地理院公表資料
-  : 決壊箇所
鬼怒川左岸21.0km
-  : 浸水範囲内の建築物

水害時の避難・応急対策検討ワーキンググループの設置

○趣旨

気候変動の影響等により大規模な水害の発生の懸念が高まっていることから、平成27年9月の台風18号がもたらした水害を教訓とし、人命保護や重要機能の維持のために必要な避難・応急対策の強化を検討するため、防災対策実行会議にワーキンググループを設置する。



提供：国土交通省関東地方整備局

○設置形態と時期

中央防災会議

防災対策実行会議

(H25.3.26中央防災会議決定)

水害時の避難・応急対策検討WG

(今回新たに設置)

- ・早期に第1回WG開催
- ・次期出水期までにとりまとめを予定

○メンバー

- ・学識経験者等
- ・関係省庁

○主な検討内容(案)

【論点】

- ・河川氾濫における避難のあり方について
- ・事態の進展に応じた情報提供のあり方について
- ・避難生活等への対応について
- ・災害発生前後から復旧までの被災自治体への支援について
- ・ボランティアと行政との連携・協働について
- ・地域における防災力の向上について
- など

常総市をはじめとする今般の水害の課題整理



行政・住民一体となった水害対策を推進し、被害を軽減

2. 国際関係

第3回国連防災世界会議 開催結果概要



国連防災世界会議とは

- 国連防災世界会議はグローバルな防災戦略を策定する国連主催の会議であり、第1回世界会議（1994年、横浜市）、第2回世界会議（2005年、兵庫県神戸市）、第3回世界会議（仙台市）ともに日本で開催。
- 第2回世界会議で「兵庫行動枠組」を採択し、2005年から2015年までの国際的な防災の取組指針である**兵庫行動枠組（Hyogo Framework for Action: HFA）**を策定。
- 第3回世界会議で「仙台防災枠組2015－2030」を策定し、今後15年間の取組の枠組とした。

第3回国連防災世界会議の結果概要

2015年3月14日（土）～18日（水）に仙台市で開催。成果文書は以下の2点。

● 仙台防災枠組2015-2030：

「兵庫行動枠組」の後継枠組として、期待される成果と目標、指導原則、優先行動、関係者の役割や国際協力を規定。事前の防災投資、「より良い復興（Build Back Better）」、多様な主体の参画によるガバナンス、人間中心のアプローチ、女性のリーダーシップの重要性等、日本が重視する点が盛り込まれている。

● 仙台宣言：

各国の防災に対する政治的コミットメントを表明。

- 187か国、国際機関、認証NGO等6,500人以上、関連事業を含めるとのべ約15万人以上参加。我が国で開催された国連関係の国際会議として最大級。
- 山谷防災担当大臣が議長を務めた。
- 「仙台防災協カイニシアティブ」を公表し、今後4年間で計40億ドルの協力の実施及び計4万人の人材育成を行うことを表明。
- 本体会合以外にも、総合フォーラムやシンポジウム、展示会、被災地視察などが実施された。

「仙台防災枠組 2015-2030」

期待される成果 (Expected outcome)

人命・暮らし・健康と、個人・企業・コミュニティ・国の経済的・物理的・社会的・文化的・環境的資産に対する災害リスク及び損失を大幅に削減する

目標 (Goal)

ハザードへの暴露と災害に対する脆弱性を予防・削減し、応急対応及び復旧への備えを強化し、もって強靭性を強化する、統合されかつ包摂的な、経済的・構造的・法律的・社会的・健康的・文化的・教育的・環境的・技術的・政治的・制度的な施策を通じて、新たな災害リスクを防止し、既存の災害リスクを削減する

グローバルターゲット (Global Targets)

- ①死亡者数
- ②被災者数
- ③直接経済損失
- ④医療・教育施設被害
- ⑤国家・地方戦略
- ⑥開発途上国への支援
- ⑦早期警戒情報アクセス

優先行動 (Priorities for action)

各行動は、国・地方レベル、グローバル・地域レベルに焦点を当てる

優先行動 1

災害リスクの理解

優先行動 2

災害リスク管理のための災害リスク・ガバナンスの強化

優先行動 3

強靭性のための災害リスク削減のための投資

優先行動 4

効果的な応急対応に向けた備えの強化と、より良い復興（ビルド・バック・ベター）の実施

ステークホルダーの役割 (Role of stakeholders)

市民社会、ボランティア、コミュニティ団体の参加
(特に、女性、子供・若者、障害者、高齢者)

学術機関、科学研究機関との連携

企業、専門家団体、民間金融機関、慈善団体との連携

メディアによる広報・普及

国際協力とグローバルパートナーシップ (International cooperation and global partnership)

一般的考慮事項 (国際協力の際の留意事項)

実施方法

国際機関からの支援

フォローアップ行動

仙台防災協カイニシアティブ

1 基本的考え方

- ◆ 災害は、貧困撲滅と持続可能な開発に対する障害であり、人間の安全保障に対する脅威。
- ◆ あらゆる開発政策・計画に防災の観点を導入する「**防災の主流化**」が重要。ポスト2015年開発アジェンダにも防災が明確に位置づけられることが資源動員の観点から重要。
- ◆ 本年中の合意が求められている気候変動交渉においても、「適応」への取組に大きな関心。防災分野での確固たる取組は、気候変動交渉にも貢献する。
- ◆ 日本は、防災先進国としての知見と技術を世界に共有しながら、国際社会と共に、災害に負けない強靱な社会を構築していく。

2 基本方針

- ◆ 防災政策については、兵庫行動枠組の時代(過去10年)の経験も踏まえ、以下の3点を重視。

①長期的視点に立った防災投資

災害後の緊急対応・復旧よりも、事前の防災投資の方が費用対効果が高く、持続可能な開発に資する。

②「より良い復興(Build Back Better)」

災害後は、災害に強い国・地域づくりのための抜本的な措置を実施する契機。

③中央政府と多様な主体の連携

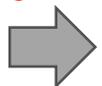
中央政府を中心として、地方自治体、民間企業、NGO/CSO、国際機関・地域機関等、ネットワークによる対応。

- ◆ 協力の実施に当たっては、以下の視点を念頭に置く。

①**人間の安全保障**のアプローチと女性の参画推進
(女性、子ども、高齢者、障害者への配慮・参画)

②**気候変動の影響への適応**の観点も踏まえた協力
(防災協力は気候変動への適応に資する)

③**日本の知見・技術**を、現地の実情に合わせて活用(官民連携、自治体連携等)



具体的措置として、①ソフト支援、②ハード支援、③グローバルな協力と広域協力の推進を効果的に組み合わせて実施。

3 具体的施策

2015~2018年の4年間で、
防災関連分野で計40億ドルの協力、4万人の人材育成を実施

柱① ソフト支援

法・制度・体制構築支援、防災に関するシステム整備のための技術協力・人材育成等を行う。

- ◆ 防災関連法令(災害対策基本法、土地利用関連法令、建築基準法等)
- ◆ 防災基本計画、治水計画マスタープラン、都市計画マスタープラン、国土・土地利用計画、都市計画・関連制度等
- ◆ 政府(中央政府・地方自治体)の防災部門の設置・体制づくりの支援・強化
- ◆ 国際的防災・緊急人道対応に向けた官・民・NGO連携システム構築・強化支援
- ◆ 災害リスク評価(ハザードマップ作成、気候変動適応研究支援等)
- ◆ 災害の観測、予測、予警報のための技術(情報通信技術(ICT)、地球観測(宇宙技術)・地理空間情報含む)
- ◆ コミュニティ防災、防災教育
- ◆ 防災政策立案及び緊急災害支援(国内・国際)のための人材育成・訓練・技術移転
- ◆ 防災における女性のリーダーシップ推進のための研修

柱② ハード支援

日本の技術・工法を生かして、事前の防災投資としての経済社会基盤整備(「質の高いインフラ」)、被災後の復興支援。

- ◆ 災害予防のための洪水対策、土砂災害対策、高潮対策、植林他森林整備等
- ◆ 災害の観測、予測、予警報のために必要な人工衛星、情報インフラ基盤の整備
- ◆ 建造物の性能補強(耐震、耐風等)
- ◆ 防災関連機材の供与
- ◆ 災害に強い交通施設・ライフライン施設・公共施設、防災に係る通信施設等の整備
- ◆ 被災後の緊急支援、復旧・復興支援

柱③ グローバルな協力、広域協力

UNISDR・IRPへの支援強化に加え、災害状況、社会・文化的背景、脆弱性が類似の国に対し広域の協力を実施。

- ◆ モニタリングやその手法の改善、指標の開発支援
- ◆ 国際的な災害統計整備支援
- ◆ 東北における取組を含めた「より良い復興」の優良事例の情報発信、復興人材育成活動やそのための体制づくり
- ◆ 広域的な制度・体制づくりの取組(センチネルアジア、アジア防災センター、AHAセンター等)への支援
- ◆ 気候変動対策支援(緑の気候基金(GCF))
- ◆ 各地域の地域的協力と我が国が実施する二国間協力の連携